

横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会 業務評価第1回 会議録	
日 時	令和2年11月19日(木) 14時00分～15時00分
開催場所	青葉区役所 特別会議室
出席者 (五十音順)	安彦委員、石井委員、西田委員、細谷委員、吉村委員(計5名)
欠席者	なし
事務局	鈴木地域振興課長、高橋地域振興課担当係長、柴田職員
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長及び委員長職務代理者の選出について</li> <li>2 会議の公開・非公開について</li> <li>3 施設概要について</li> <li>4 評価基準について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価方法及び評価の進め方について</li> <li>(2) 評価項目について</li> </ol> </li> <li>5 次回委員会の日程について</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員の互選により、委員長に石井委員が選任された。委員長の指名により、委員長職務代理者に西田委員が選任された。</li> <li>2 第1回委員会を原則公開、第2回委員会を一部非公開とすることを決定した。但し、指定管理者固有の業務に関するノウハウや、個人情報等については、非開示情報として取り扱うことが適切であるところから非公開とする。また、個別の資料の公開可否や非公開とすべき箇所については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定のとおり委員会で判断する。 第2回委員会の内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設視察</li> <li>・指定管理者による自己評価についての説明</li> <li>・質疑応答</li> <li>・意見交換</li> <li>・委員会総合評価の確定</li> </ul> </li> <li>3 評価基準のうち、評価方法及び評価の進め方については原案のとおり了承された。評価項目については、原案を修正することで了承された。</li> <li>4 第2回委員会は、令和2年12月24日14時開始に決定した。</li> </ol>
審議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議の公開・非公開について(全2回分を決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定について説明。第2回委員会の予定についても説明。</li> <li>委員長 原則公開とするが、指定管理者固有の業務に関するノウハウや、個人情報等については、非開示情報として取り扱うことが適切であるところから、該当する事項については非公開とする。また、個別の資料の公開可否や非公開とすべき箇所については、規定のとおり、委員会で判断する。公開とした会議においても、会議の途中で非公開とすべき事情が生じた場合、条例に基づいて委員会の判断で会議を非公開とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回委員会は公開とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

	<p>・第2回委員会は施設視察、指定管理者による自己評価についての説明については公開とする。しかし、質疑応答・採点後の意見交換・委員会総合評価の確定までは、各委員が忌憚なき意見のできるよう非公開とする。</p> <p>委員の皆様、よろしいですか。</p> <p>各委員 異議なし。</p>
	<p>2 評価基準について</p> <p>(1) 評価方法及び評価の進め方について</p> <p>(2) 評価項目について</p>
事務局 委員	<p>事務局 評価方法及び評価の進め方、評価項目について案を説明。</p> <p>委員 第2回委員会の際に評点を確定するとしている。事務局と指定管理者が評価を記入した評点表を各委員が記入した上で、第2回委員会に所持し、指定管理者の自己評価を聞いた後の非公開の会議で評価をまとめるという流れでいいか。</p>
事務局 委員	<p>事務局 その通りである。</p> <p>委員 指定管理者の自己評価を受けて評価を変更する可能性があるが、そうした評価の変更の時間は委員会で設けられているか。</p>
事務局	<p>事務局 事務局としても第2回委員会の施設視察及び指定管理者の自己評価を聞いたうえで、評価を確定していただきたいと考えている。そのため、第2回委員会の中で指定管理者の質疑応答を終えた後に、最終評価確定の前に再度評価を記入・変更する時間を設ける予定である。</p>
委員	<p>委員 指定管理者が第一期と第二期で同一であるが、第二期における指定管理者の変化を評価する項目はあるのか。</p>
事務局	<p>事務局 たしかに同一だが、あくまで今回の委員会では指定管理者の第二期の期間内の業務のみを評価することを目的としている。第一期の評価も経験している委員は、そうした経験値も反映させてコメントの中で評価いただきたい。</p>
委員	<p>委員 第一期の評価を経験していない委員もいるため、事務局には行政評価として、第一期指定管理期間からの指定管理者の改善点についてコメントに書いてほしい。</p>
事務局 委員長	<p>事務局 その方向性で検討する。</p> <p>委員長 細目が設定されている一方で、大きな目標が適切に定められているのかを評価する項目が足りないため加えたほうがいい。例えば事業計画書の「第2期の基本方針」で青葉区民文化センターの位置づけと役割として指定管理者が定めた「文化発信」「人材育成」「地域連携」「地域創造」が、具体的な事業とどのようにマッチしているのかという項目はどうか。指定管理においては多額の税金が投入されており、指定管理者に対してはその正当性を問う必要がある。</p>
委員	<p>委員 一番重要なことである。</p>
委員	<p>委員 指定管理者の事業目標がどのような意味づけを持ち、どのよう</p>

	<p>事務局 市民・区民に反映されているかという視点は意義がある。ご指摘の通り、年度の事業計画書が昨年度の改善点を踏まえて設定されたものか、評価項目を付け加えさせていただく。</p> <p>委員 指定管理者選定評価委員会で一番重要なことは、指定管理者と実際の施設の利用者・地域住民との双方向のコミュニケーションが必要だと考える。そうした双方向性を反映させた評価項目があるとよい。</p> <p>委員長 評価対象の期間はいつからいつまでか。</p> <p>事務局 今回評価対象として直近2年となっている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響のあった期間は評価に含めず、平成30年度・令和元年度2月までを評価対象期間としていただきたい。</p> <p>委員長 それでは、事務局には以上の意見を踏まえ対応していただくということよろしいか。</p> <p>各委員 異議なし。</p> <p>3 第2回委員会の日程について</p> <p>事務局 事務局より日程案を説明。</p> <p>委員長 第2回は令和2年12月24日14時開始とするがよろしいですか。</p> <p>各委員 異議なし。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 席次表</li> <li>3 委員名簿</li> <li>4 横浜市区民文化センター条例</li> <li>5 横浜市区民文化センター条例施行規則</li> <li>6 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）</li> <li>7 横浜市青葉区区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</li> <li>8 施設パンフレット</li> <li>9 事業報告書（平成30年度・令和元年度）</li> <li>10 青葉区民文化センター指定管理者業務評価の方法について（案）</li> <li>11 評価項目（案）</li> <li>12 評価表（案）</li> <li>13 事業計画書（平成30年度・令和元年度・2年度）</li> <li>14 業務点検報告書（平成30年度・令和元年度）</li> </ol>